

宇城市契約事務取扱規則第 22 条に基づく契約保証金について（物品・業務委託等）

宇城市と契約を結ぶ場合は、契約前に契約保証金の納付が必要です。

契約保証金は、契約者（受注者）の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保となります。

1 契約保証金の納付について

宇城市と契約を結ぶ場合は、契約金額（消費税含む。）の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付が必要です。

納付された契約保証金は、業務等の完了後に受注者の請求により返還します。

2 単価契約の契約保証金の取扱い

単価契約の場合は契約単価（消費税含む。）に予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上が契約保証金となります。

3 複数年契約の契約保証金の取扱い

(1) 長期継続契約

長期継続契約の場合は、年割最高額（1 年当たりの金額の最高額）の 100 分の 10 以上を契約保証金とします。

(2) 債務負担行為

債務負担行為に基づく契約の場合は、契約金額の満額の 100 分の 10 以上を契約保証金とします。

4 契約保証金の免除(宇城市契約事務取扱規則第 22 条第 2 項第 1 号から第 9 号)

次の各号などに該当する場合には契約保証金の納付を免除されることがあります。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

ア 損害保険会社と市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、保険証券(原本)を契約時に市へ提出してください。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を締結したとき。

ア 損害保険会社と保証委託契約を締結し、市を債権者とする公共工事履行保証証券(原本)を契約時に市へ提出してください。

(3) 契約の相手方が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらのすべてを誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア 過去 2 年間とは対象案件の契約日を基準とし、契約日から過去 2 年以内に完了したこととする。

複数年契約の場合には、履行開始から 1 年を経過する毎に 1 回の履行があったものとみなします。

イ 種類をほぼ同じとは、同じ業種での契約案件とします。

ウ 規模をほぼ同じとは、1 件の実績契約金額が今回契約金額の 8 割以上とします。

エ 契約実績を証明する書類として、契約保証金免除申請書及び実績の分かる資料(契約書の写し、履行実績証明書(任意様式)等)を提出してください。ただし、宇城市発注分については実績の分かる資料の提出は不要です。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。
- (6) 指名競争契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が 200 万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

ア 長期継続契約においては、契約金額の年割最高額(税込み)で判断します。

イ 債務負担行為に係る複数年契約については、契約額全額(税込み)で判断します。

- (7) 物品の買入れ又は物品の賃貸借の契約を締結するとき。
- (8) 国・地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約を締結するとき。
- (9) 民間貸金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る契約を締結する場合において、当該契約の履行を確保するために必要な措置が講ぜられているとき。

5 契約保証金に代わる担保の提供

契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

- (1) 国債
- (2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

6 その他

- (1) 免除申請をする場合は、落札決定後速やかに契約担当課に申請を行ってください。
- (2) 免除申請において、虚偽の申請により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約解除や指名停止措置等を行うことがあります。